

# 議会改革推進会議会議録

令和4年10月7日

亀山市議会

# 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和4年10月7日(金) 午前10時43分～午前11時03分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席議員 会 長 中 崎 孝 彦  
副 会 長 今 岡 翔 平  
草 川 卓 也 中 島 雅 代 森 英 之  
新 秀 隆 尾 崎 邦 洋 豊 田 恵 理  
福 沢 美由紀 森 美和子 鈴 木 達 夫  
岡 本 公 秀 伊 藤 彦太郎 前 田 耕 一  
前 田 稔 服 部 孝 規 小 坂 直 親  
櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡 邊 靖 文 議事調査課長 大 泉 明 彦  
書 記 新 山 さおり 書 記 大 川 真 梨 子
- 6 案 件 1. 議会改革の取組の報告について  
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)  
(2) 議会の情報化について(検討課題36)  
(3) 所管事務調査の報告について(検討課題46)  
(4) 公開内容の検討について(検討課題43)  
(5) 監視及び評価をどのように行っていくのかについて(検討課題4)  
(6) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)  
(7) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方について(検討課題31・33)  
2. 議会改革白書2022の作成について  
(1) 検討課題一覧・スケジュールについて  
(2) 各種委員会・会議の決定事項について  
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時43分 開 会

○会長（中崎孝彦君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

初めに、議会改革の取組の報告についてでございます。

亀山市議会では、議会基本条例を施行後、議会改革の道を閉ざすことなく継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、様々な改革を進めてきております。

本日は、昨年11月以降1年間の議会改革のまとめとして推進会議を開催いたしましたので、初めに森部会長より検討部会の1年間の取組について説明をいただきます。

森部会長。

○部会長（森 美和子君） 検討部会では、昨年引き続き、検討課題について優先度の高いものから協議を進めてまいりました。

本日は、事項書にあります7つの検討課題について説明をさせていただきます。

説明の後、各検討項目の結果については、会長にお諮りいただきたいと思います。

まず、1点目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方についてでございます。

副議長の任期は、議長任期を2年とする際に、また常任委員会委員の任期及び委員会構成については、議員定数を22人から18人に削減する際にそれぞれ協議を行い、一旦現行どおりとすることが決定されました。

部会では、これらについて改めて協議するため、県内市議会の状況や委員会数、任期別のシミュレーション等を参考に各党派から意見をいただいた結果、意見が分かれ調整は困難であったことから、これまでと同様に副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は3委員会の構成を変更しないという結論に至りました。そこで、このカルテについては完了といたします。

次に、2点目の議会の情報化についてでございます。

昨年の12月定例会から執行部もタブレットを導入し、議会と共通の会議システムの運用を開始したことから、議会資料は、予算書、補正予算書及び決算書を除きデータのみとしました。このことから、タブレット導入の目的の一つであります議会資料のペーパーレス化が一気に進み、一定の成果を得られたと考えておりますが、タブレットにはまだまだ活用の可能性がありますので、新たに協議すべき課題については新しくカルテを策定することとし、現在のカルテは完了といたします。

次に、3点目の所管事務調査の報告についてでございます。

所管事務調査の調査結果の市民・関係団体への報告について検討するため、新たにカルテを作成したものです。

協議の結果、これまで意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していましたが、委員長が団体等の代表者と面談し直接手渡することとし、このカルテは完了といたします。

次に、4点目の公開内容の検討についてでございます。

政務活動費の公開については、これまで収支報告書や会計帳簿、領収書はホームページで公開し、視察や研修会に関するものは議会図書館での閲覧対応として、カルテも一旦完了としていました。

今回、政務活動費を使用した視察及び研修会の報告書をホームページへ掲載することについて協議を行うに当たり、カルテを復活させました。その結果、これらの報告書はホームページに掲載し、資料については従来どおり議会図書館での閲覧対応とすること、また、会派において複数名で視察及び研修会に参加した場合は、代表者が概要をまとめ、所感に参加者全員が作成することとし、このこと

は既に議会改革推進会議においてもご確認いただいておりますので、このカルテは完了といたします。

次に、5点目の監視及び評価をどのように行っていくのかについてでございます。

通年議会の検討については、令和元年に必要な時期が来たときに再度議論を行うとの結論に至りましたが、改めて検討を行い、現時点では通年議会は導入しないこととし、このカルテは完了とします。

次に、6点目の議員の政治倫理への対応についてでございます。

亀山市議会議員政治倫理指針については、規定の内容が現状に合っていない部分があることから、指針の見直しを検討課題として検討を進めてまいりました。

その結果、政治倫理指針は廃止し、政治倫理に関する規定を改めて整理し、現在の規定内容を条例、規則、要綱等で整理することといたしました。

4月の議会改革推進会議において、亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正、並びに亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定に当たり、それぞれ案をご確認いただき、6月定例会において条例改正等を行いましたので、このカルテは完了といたします。

次に、7点目の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方についてでございます。

これについては、もともと検討課題31と33に分かれていました。

検討課題33は検証委員会の設置が検討内容となっており、協議をする中で、必要であれば有識者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととしたため、検討課題33のカルテは廃止し、31のカルテのみといたしました。

今回の議会基本条例の検証においては、条例施行後10年経過する中で、各条項から抽出した検討課題の検討経過やこれまでの議会改革の具体的な取組について振り返りながら、議員一人一人が条項ごとに検証を行いました。

また、議会基本条例全体としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やSDGsの取組、自治体DXの推進など、社会情勢の変化により現条例の表記が実情にそぐわない部分はないのかについても併せて検証いたしました。

条項ごとの評価については、これまでの取組等については「十分できている」また「ある程度できている」との結果でありましたが、議会は、市民の声を把握しながら信頼される議会運営に取り組まなければならないものであり、公正性及び透明性を確保しながら開かれた議会、継続的に改革を推進する議会を実現する必要があります。

そこで、この検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮など、現条例に規定されていない事項についてを今後の検討課題として取り組むことといたしました。

以上のことから、条例の検証については、今回の検証結果と改選後に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後、必要に応じて条例改正を行うものといたしました。

なお、今回行った検証については、亀山市議会基本条例検証結果報告書としてまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。なお、カルテとしてはこのまま継続いたします。

以上、7点について説明をさせていただきました。

その他の検討課題についても、今後検討を進めていくこととしております。以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） ありがとうございます。

森部会長の報告が終わりました。

何か確認したいことや意見等ございましたら、発言をお願いします。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） ないようですので、それではお諮りします。

検討課題7項目の決定事項及びカルテの取扱いにつきまして、先ほどの森部会長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、この1年間の議会改革の取組の報告を終わります。

続いて、2つ目の議会改革白書2022の作成についてでございます。

初めに、検討課題一覧・スケジュールについて、事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料2をご覧ください。

まず1ページ目でございますが、こちらの内容に関しましては、昨年10月までに全て完了している検討課題となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。

一番上の検討課題の45番から41番に関しましては、先ほど決定していただいたとおり完了となり、31につきましては、条例の検証及び見直しということで継続していただきます。

次の33につきましては、廃止ということでこちらも完了とさせていただきます。

次の47につきましては、子ども議会の実施についてでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保留することとなっておりますが、状況を見てまたご協議いただきたいと思っております。

次の11. 公聴会制度については、優先的に検討するとなっていたものの、実際には時間的都合で進めることができなかつたため、また次期協議を進めていただきたいと思っております。

次の27. 新たな議決項目の必要性について、議決事件の追加を次期検討していただきます。

次の48. オンライン会議の実施についてでございますが、こちらは委員会条例を改正いたしまして、オンライン会議を実施することができるようにはなっているものの、実際には実施をしていただいたことがないため、こちらは新たにカルテを起こして協議をしていただく、実際にオンライン会議ができるようにしていただくためにカルテがございまして、継続をしていただくということになっております。

続きまして、38. 議会事務局の機能強化についても、こちらも次期検討をしていただきます。

最後の2つ、色のついていない項目につきましては未着手ということになっているものでございますので、着手するかどうかも含め、次期検討していただきます。

説明は以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） ありがとうございます。

先ほどの説明について、何か確認したいことや意見等がございましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） なければ、次に、各種委員会・会議の決定事項について事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料3をご覧ください。

各種委員会・会議の決定事項のまとめでございます。

（1）議会運営委員会でございますが、令和4年1月7日、条例改正の提案方法について、改め文方式から新旧対照表方式に変更したいと執行部から申出があったため、今後は条例改正の提案については、原則として新旧対照表方式によるものとするを確認し、全員協議会で改めて説明を行うこととしていただきました。

令和4年2月7日、請願審査結果の報告の取扱いについて、委員長報告は、議案審査に加えて請願審査についても行うこととする。なお、報告事項は、請願の趣旨、質疑内容、審査結果としていただきました。

陳情・要望の取扱いについてでございますが、陳情を受けて意見書提出議案を提案したい場合には、あらかじめ議会事務局に伝えるなど、時間的余裕が確保できる仕組みとする。そのため、陳情・要望については、議会事務局で受付した後は速やかに各議員のタブレットへ配信するものとしていただきました。

ペーパーレス化する資料の範囲についてでございますが、予算書、決算書を除く全ての資料について、原則ペーパーレスで対応するということとしていただきました。

（2）会派代表者会議でございます。

令和4年4月6日に各種計画に対する意見の公表についてでございますが、各種計画に対する議会からの意見については、全ての意見を議会ホームページで公開することとし、共通意見は議会からの意見、個別意見は会派（会派に属さない議員を含む）からの意見として公表することとしていただきました。

資料3の説明に関しては以上になります。

引き続き、すみません、説明をさせていただくのですが、今度は議会改革白書2022をご覧ください。

こちら目次の1でございますが、各会議、委員会の活動報告について、本日開催の議会改革推進会議、広聴広報委員会、全員協議会につきまして、会議の日付、内容等につきまして赤字で追加をさせていただいておりますので、今日の会議が終わりましたら黒い文字に変更をさせていただきます。

大きな2番の各会議、委員会での決定内容につきましては、先ほどの資料でご説明させていただいた内容を追加させていただきます。

おめくりいただきまして、大きな項目の5番、議会改革の取組でございますが、こちらは新たに追加をさせていただいております。議会基本条例の検証を行っていただきまして、その報告書を今回添付させていただいております。

私からの説明は以上になります。

○会長（中崎孝彦君） 渡邊議会事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 先ほどの補足になりますが、今、目次を見ていただいておりますので、今、目次を見させていただいております。今、目次を見させていただいております。今、目次を見させていただいております。今、目次を見させていただいております。

追記をさせていただきました。

これにつきましては、議会基本条例制定から10年以上経過したということで、一つの区切りとして、全議員さんにこれまでの取組等も振り返っていただきまして検証をしていただきました。

そういったことを踏まえて、ここに1つ項目を起こそうということで入れさせていただきましたが、議会改革の取組、これまで10年以上かなりのことをやってきておりますので、この際、この検証だけではなくて、これまでやってきたことも全部一度ここへ上げていこうかなということで、この目次を今後、少し構成を変更させていただきたいと思います。

例えば、目次の3番、政策提言の取組ということで所管事務調査が上がっておりますが、これも議会改革の取組としてやってきたことの一つでございます。広聴広報の中でも、インターネット配信等も当然議会改革の取組に関係してくることですので、この3番、4番、5番あたりを全て見直しをして、条例制定以降の改革を全てこの中に、ある程度網羅できるような形で一度構成を変更したものをまたアップしていきたいというふうに思っておりますので、ご了承ください。

ちょっと今回は、これをつくってからそうしていこうということで思いつきましたもので、今日の時点ではここまでしかできておりませんが、改めて構成させていただきたいと思います。

**○会長（中崎孝彦君）** 先ほどの説明について、何か確認したいことや意見等がございましたら、発言をお願いします。

ございませんか。

（発言する者なし）

**○会長（中崎孝彦君）** なければ、本日、タブレットに亀山市議会議会改革白書2022を掲載させていただいておりますが、本日決定した事項を踏まえてカルテの追記等を行い、10月中に修正版としてタブレットにデータを掲載するとともに、議会図書室と議会事務局の閲覧用冊子を更新させていただきます。

次に、その他の項でございます。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

大泉課長。

**○議事調査課長（大泉明彦君）** 亀山市議会要覧についてでございます。

先ほどありました議会改革白書と同様、本日決定いただきました決定事項につきまして、これは改めて追記を行わせていただき、さらに今任期、4年間の記載事項をさらに精査させていただいて、10月中に改訂をさせていただきたいと考えております。

議会だけが閲覧できるという権限をつけて、今後はタブレットに保存させていただきたいというふうに考えております。本日ご覧いただくのが本来だと思うんですが、今日の決定事項も踏まえ改訂を進めさせていただきますので、大変申し訳ございませんが、10月中に改訂し、保存いたしますので、それからご覧いただきたくということでお願いをさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

**○会長（中崎孝彦君）** ほかに何かございませんか。

（発言する者なし）

**○会長（中崎孝彦君）** なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 4 年 10 月 7 日

会長 中 崎 孝 彦